

全国人権連 2011 年度政府各省交渉要求書 (11 年 12 月 26 日付け)

テーマ 貧困と格差、不平等の解消で

人間らしい暮らしのできる地域社会の実現を求める

(1) 各省共通要求

- 1, 国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、消費税増税ではなく社会保障の充実など人間らしい生活のできる条件の整備をはかっていただきたい。
- 2, 政府が交渉参加を公言した T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) は、関税と非関税障壁の撤廃を原則としている。これにより農業への壊滅的打撃にとどまらず、医療、金融、共済、労働、公共入札、食の安全など、国民生活のあらゆる分野に影響が及ぶ。国民が営々と守り育ててきた日本的慣行やシステム、諸制度が弱肉強食のアメリカ型に置き換えられる。T P P 交渉への参加方針の撤回を強く要求する。
- 3, 大震災・原発災害からまもなく 1 年を迎えようとしている。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられているが、生活と生業の再建は遅々として進んでいない。原発事故は政府が言う「収束」の見通しも立たず、放射能被害が拡大している。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域として復興できるのかどうか、政府の姿勢が厳しく問われている。

被災地復興のために選別と切り捨ての「復興」でなく、すべての被災者・被災事業者を対象に破壊された生活と生業の回復を支援し、地域社会、地域経済の全体を再建することを目的とした施策の実行を行うこと。

福島県の復興は、原発事故の収束、除染と賠償が大前提となる。それをすすめるうえでも、不当な「線引き」による被害者の切り捨てず、国と東京電力の責任で全面的な除染と賠償を行うこと。また児童生徒学生の健康被害の回復と学習権の確保をすすめること。

原発対策については、震源地域で特に大事故が予想される浜岡原発をはじめとする、すべての原発再稼動を許さず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい
- 4, 同和対策に係わっては、02 年 3 月末の特別法失効後 10 年を迎えるが、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的には同和対策の延長となっており、問題解決の障害になっている。諸施策の全面的廃止をはかられたい。

(2) 文部科学省

- 1, 義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金を拡大すること、私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされたい。
また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を実際の建築単価に見合うものにする。
- 2, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の求職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。
- 3, 児童生徒支援加配教員について、趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。また、県別「加配教員」配置数の算出根拠が不透明であることから、基準の明確化、偏向配置の是正、教育の中立性に反する勤務実態の是正を強力に行われたい。北九州市では「狭山節目教育」に学校が協力させられている実態を「人権教育の充実」として容認しており、児童生徒支援加配教員がそれらの任務に当たっている。是正を指導されたい。
- 4, 「人権教育」と称して、社会問題に対する理解や解決に向けた態度育成が学校教育の方針とされたり、運動団体との連携をマニュアル化しているところがみられる。教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第3条をふまえ是正指導を徹底されたい。
- 5, 同和問題に関わる教科書記述は今日の研究水準を反映させ、政治起源説や各時代の中で偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述など全面的に見直し、誤った理解が広がらないようにされたい。
「差別発言」とされる用語を学校教育で教えて使うなどは矛盾している。義務教育段階では不要な賤称語記述と、それにもとづく学習指導はやめられたい（副読本も同様）。学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的解決をはかるよう徹底されたい。
- 6, 国会の衆参両議院は2008年6月6日、それぞれ「アイヌ民族を先住民民族とすることを求める決議」を全員一致で採択した。省は国会決議を活かし、
①公立大学にアイヌ文化、歴史の講座開設、私立大学で意欲的に取り組むところへの財政援助 ②全国の高校進学者に対し奨学金給付を早期に実施すること
- 7, 障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金確保を徹底されたい。
- 8, 東京電力の福島第一原子力発電所の事故が完全に収束するまで福島県内の

関係乳幼児、小中学校の児童生徒を放射線被曝から守るため、県外に一時的に移転させるよう措置されること。

(3) 厚生労働省（雇用開発課）

- 1, 派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、最低賃金を1000円に大幅に引き上げ、暮らしが成り立つ賃金に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。
- 2, 就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

 昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。
 また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しを根絶されたい。

 また「不安定就労者」の定義を明らかにするとともに、不安定改善のための施策を整備すること。

- 3, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。
- 4, 障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金確保を徹底されたい。
- 5, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

 また、次の具体的対策と措置を緊急におこなうこと。

- ① 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。
- ② 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとるもの抜本的対策を実施すること。
- ③ これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

(4) 厚生労働省（地域福祉課）

- 1, 家庭支援推進保育事業の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予

算内容を明らかにするとともに、旧同和地区の保育師加配を廃止されたい。
また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。さらに、保護者の自己責任と市場ルールによる「子供・子育て新システム」をやめること。

- 2, 「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

同和問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。

全隣協などは厚労省補助事業を使って「実態調査」を進めているが、旧同和地区と住民を洗い出すことは2002年3月の総務大臣談話に反する。調査の中止を指導されたい。

- 3, 生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理すること。また母子加算や老齢加算を復活するとともに、職業訓練を支給条件とする「自立」の強制をやめ、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げること。

(5) 厚生労働省（老健局関係等）

- 1, 介護保険の利用抑制につながる利用者負担の増額をやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえて国の制度として拡充・整備を検討されたい
- 2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。
 - ① 介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のための立法措置を検討されたい。
 - ② 介護職員処遇改善交付金の対象をすべての職員に拡大し、来年度以降も対策を講じられたい。
 - ③ 障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい
- 3, 「消えた年金」「書き換えられた年金」など年金受給権を回復する手だてを講じること。消費税増税ではなく、安定した年金運営の確保で給付額の実質的切り下げをしないこと。豊かで安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にされたい。
- 4, 国保税の都道府県単一化（広域化）に反対である。現行の制度を継続し減

免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。

(6) 国土交通省

- 1, 公営住宅法の改正に伴い自治体段階で条例の見直しが進んでいる。住まいは人権の立場で自治体を指導されたい。特に公営住宅の比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
- 2, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室の公募を自治体に徹底されたい。
 - ① 公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益は65%の進捗であるが、公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
 - ② 不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。その一方、若年層は地域外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。
- 3, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくられたい。
- 4, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権については、全額国で負担措置されたい。生活保護になった場合など個々の事例にどう対応するか、局長名の運用通知をまとめられたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料を示されたい。

- 5, ①愛知県の一級河川である五条川の河川改修が下流部より行われているが、工事期間があと数10年かかると言われている。上流部（青木川・巾下川など）からの流量が増えるとともに、豪雨による水位の上昇で堤防の破堤が危惧されている。早期の事業の完了を求める。
 - ② 五条川の特に改修が急がれる箇所である清須市内の狭窄部には、名古屋鉄道本線の橋梁架け替え（鉄道の高架化）・護岸の改修（狭窄部の拡張）などを同時に行うとしているが、自然災害は待ったなしの課題。事業の早期着工を求める。
- 6, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。

（7）法務省（人権擁護局）

- 1, 「人権救済機関設置法案」（仮称）について以下の点を求める。
 - ①法案は国会で全会一致の可決となるようにする
 - ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
 - ③「差別助長行為」など定義があいまいなものは調査手続きの対象からはずす
 - ④報道、言論や出版の領域は言論の自由を尊重する
 - ⑤国連パリ原則にのっとりた独立性と実効性が確保されるものにする
 - ⑥議論は必要性・有用性を国民公開で行い、法案は拙速に提案すべきではない
- 2, 12月15日に発表された「概要」について以下の点で説明を求める。
 - ①新たな人権機関が必要なのか依然として不明である。人権侵犯処理で解決できない問題は何か。司法で解決できないのか。現行制度から前進する点は何か。
 - ②法案で「人権侵害」「差別助長行為」「差別」をどう定義するのか。あいまいな定義は言論領域への脅威となる。国民間の言論や表現出版に係わる領域に「差別助長行為」などと介入するのは如何なる理由からか。
 - ③人権救済機関は公権力や大企業などでの深刻な人権侵害問題に対応できるのか。
 - ④人権機関は法務省の外局としたが、私たちや多くのマスコミも内閣府の所管を求めている。所管や仕組み、救済対象と対応など基本骨格部分は5年後見直しとすべきではないと考えるが如何か。
 - ⑤人権委員会の機構（中央、地方）について委員数、職員の身分をはじめ仕組みも不明であるが、どう考えているのか。

- ⑥救済対象は、韓国人権委員会のように国民の平等権侵害問題を列挙すべきと考えるが如何か。
 - ⑦人権擁護委員について、旧法案時は「審議会答申の趣旨を尊重する」として国籍条項を撤廃したが、いかなる理由から現行法どおりとしたのか。また、補充的な委嘱制度（特例委嘱制度）を設けるとするが、如何なる理由からか。
 - ⑧女性、障害者、子どもに係わる国際人権条約は個別の人権監視救済機関の設置を求めている。障害者分野では差別禁止に係わる議論が進んでいる。個別救済機関の具体化は進んでいるのか。法務省の人権機関は、これら個人権監視救済機関とどのような関係になるのか明らかにされたい。
- 2, 愛知県警の幹部らの戸籍謄本が不正に取得された事件などがおきているが、不正取得防止の徹底を求める。一方自治体では「登録型本人通知制度」をとるところが見られるが、この制度について「省見解」を求める。
 - 3, 同和問題の解決にあたり、政府審議会や協議会は様々な検討結果を「意見具申」等にまとめてきた。とりわけ1986年「意見具申」は、何が問題の背景にあるかを明らかにしたが、そこで示された観点は今日でも有効である。
昨年度の話し合いで、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこう一同和問題はいま」は、人権侵犯処理の現状を示さず、解決へと前進している数字もあげずに、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証無き「結婚や就職の差別」と記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねないと指摘し、適切な措置を求めたが、何らかの見直しを行ったか明らかにされたい。

(8) 農林水産省

- 1, 穀物全体の自給率はカロリーベースで39%に落ち込み、安心安全の供給にはなっていない(01年度173国中130番目)。「食料・農業・農村基本計画」にもとづき、食料自給率(カロリー)45%を必ず達成されたい。WTOへの安易な追随は認められず、日米FTA(自由貿易協定)締結に反対されたい。とりわけTPPへの参加は絶対に認められない。
- 2, 認定農家・法人など集団編成の農業重視政策ではなく、国土の環境保全と結びついた中小零細規模の農業経営(家族)を励ます施策の拡充を求める。特に再生産を保障できる水準の米価や所得補填を実現されたい。
- 3, 営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をされたい。
- 4, (愛知)化製場から出る悪臭対策と現況の把握と取り組みについて。化製場の悪臭防止装置に対する補助の効果と補助の実態を明らかにされたい。

(9) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に金融危機に関わり消費税の税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」が横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
 - ① 皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
 - ② 包括的に「貿易障壁」をすべて撤廃しようとするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、日本の農業、漁業をはじめ地域経済を破壊するものであり、これへ全面参加によって340万人の雇用が失われることを農林水産省ですら試算している。またTPPへの参加は我が国の有力な地場産業である靴・履物産業を存亡の危機に追いやるものである。政府はTPPへの交渉参加を断念すること。
 - ③ 産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。
 - ⑤ 現行の関税割当（TQ）制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉一ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また、数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。
- 5, 東京電力や九州電力など各電力会社の原子力発電所の現場で、放射能被曝の危険性に曝されながら作業している労働者の実態把握と健康管理などの安

全確保を各社に徹底指導されたい。

- 6, 九州電力や北海道電力の「やらせ」の真相を究明し、東京電力の福島第一原発事故の原因が解明されるまで、全国の原発の再稼動を容認しないこと。